



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります!



宮城県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

798円

26円
UP

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

宮城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。



チェックの方法は？ チェックしたい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合

時間給		最低賃金額(時間額)
円	≧	円

2 日給の場合

日給		1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円	÷	時間	=	円	≧	円

3 月給の場合

月給		1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円	÷	時間	=	円	≧	円

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金 検索](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/) 業務改善助成金 <https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

専門家による無料相談を実施しています

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

中小企業
事業者の
皆さんへ



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H30.9)

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **798** 円

平成30年10月1日から！
（9月30日までは時間額772円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆動手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金^{*}と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 798 円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給 138,500 円、1日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 138,500 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 799.04 \text{ 円} \geq 798 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。